



おひら 文雄
大平

質問
QUESTION

回答
ANSWER

認定こども園の設立
(転換)における具体策
は？

平成28年度中に方向性を決定します。

〔福祉課長〕

質問

町では6カ所の公立保育園はありますが、幼稚園は存在していません。保護者のアンケートによると20%以上の方々が幼稚園の設立を望んでおられ、また、どうしても幼稚園に入園させた家庭は町外に通園させている状況となっております。

このような現状を踏

まえ「第3期あんぱちっ子すくすくプラン」では、現存する2カ所の保育園を「認定こども園」に転換すると記載されています。「認定こども園」の定義は「幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する」となっております。

「認定こども園」は4タイプがあります。①「認定こども園」の設立(転換)は事業計画通り進め、どの保育園を統合し、どの保育園を「認定こども園」に転換する方針ですか。②現在は入園児の家庭状況を勘案し希望者はほぼ全員入園できていますが、統合すると支

障は生じないですか。③「認定こども園」の設立(転換)は最も一般的な幼保連携型を指す方針ですか。④「幼保連携型認定こども園」を目指す方針ならば、保育教諭は「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方が必要となりますが支障はありませんか。

園の統合後の入園の状況は、十分余力があります。また、認定こども園の種類は、幼保連携型か保育所型のどちらかになると考えられます。幼保連携型認定こども園を目指す時の保育士資格要件について、現在では全保育士が「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」両方持っています。そのため、幼保連携型認定こども園を目指す時の保育士資格要件については、問題はないと認識をしております。

①現存保育園の統合は平成30年度です。②保育園の統合及び認定こども園設立の決定はいつを期限として決定しますか。

①保育園の統合は平成30年度より実施したいと考えて



中核となっている中央保育園